



島根県報

平成28年6月10日（金）

第2,808号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	(")	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定の取消し	(障 がい 福 祉 課)	4
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなった旨の告示	(")	4
島根県持続農業導入指針変更の公表	(農 産 園 芸 課)	4
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	4
保安林の指定の解除	(")	5
補助金等交付規則第3条の規定により島根県特例子会社等設立支援事業助成金の交付の対象等を定める告示	(雇 用 政 策 課)	5
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	6
公有水面埋立免許の出願	(港 湾 空 港 課)	7

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		9
個人演説会を開催することができる施設の指定		9

【正 誤】

平成5年12月21日付け島根県報第509号中	(選 挙 管 理 委 員 会)	10
------------------------	-----------------	----

告 示

島根県告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 ホットケアセンター	浜田市熱田町705番地1	居宅介護支援	介護プランほっと西事業所	浜田市三隅町向野田3049番地	平成28年5月1日
社会福祉法人 よこた福祉会	仁多郡奥出雲町稲原57番地1	訪問看護	訪問看護ステーション まごころ	仁多郡奥出雲町稲原57番地6	平成28年4月1日
社会福祉法人 よこた福祉会	仁多郡奥出雲町稲原57番地1	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション まごころ	仁多郡奥出雲町稲原57番地6	平成28年4月1日

島根県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	居宅療養管理指導	ジオ薬局 春日店	クオール薬局 松江春日店	松江市春日町365-2	平成27年1月1日
		介護予防居宅療養管理指導				
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	居宅療養管理指導	セラ薬局 ポエム店	クオール薬局 ポエム店	松江市津田町1198-6	平成27年1月1日
		介護予防居宅療養管理指導				
株式会社 わこう介護サービス	鳥取県米子市東福原二丁目1番1号	通所介護	茶話本舗 わこうデイサービス浜乃木	わこうデイサービス浜乃木	松江市浜乃木六丁目8-31	平成27年8月11日
社会福祉法人 恵寿会	出雲市神西沖町1313番地	居宅介護支援	斐川サンホーム指定居宅介護支援事業所	サンホーム指定居宅介護支援事業所	出雲市斐川町学頭1360番地1	平成28年5月1日

島根県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指

定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年6月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町1138番地1	居宅介護支援	湖北ふれあい しんじ湖温泉居宅介護支援事業所	松江市国屋町498-6	松江市西川津町1611-1	平成28年4月1日
有限会社 司	松江市天神町149-6	居宅介護支援	ケアプラン向日葵の家	出雲市斐川町荘原3169-20	出雲市斐川町荘原3169-28	平成28年5月1日
有限会社 司	松江市天神町149-6	地域密着型通所介護 介護予防通所介護	デイサービス向日葵の家	出雲市斐川町荘原3169-20	出雲市斐川町荘原3169-28	平成28年5月1日

島根県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年6月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社 みのり	出雲市下古志町627-2	地域密着型通所介護 介護予防通所介護	あおぞらデイサービス川跡	あおぞらデイサービス	出雲市中野町268-6	出雲市天神町229	平成28年4月4日
社会福祉法人 湖北ふれあい	松江市岡本町1138番地1	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護ステーション A l i v e	訪問看護ステーション A o i	松江市国屋町498-6	松江市西川津町1611-1	平成28年4月1日

島根県告示第441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年6月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 NAGASE	通所介護 介護予防通所介護	デイサービス「まほろば」	益田市高津一丁目36番7号	平成28年6月1日

島根県告示第442号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定を次のとおり取り消したので、告示する。

平成28年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	取消年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	平成28年 4 月 1 日

島根県告示第443号

次の精神科病院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったので、告示する。

平成28年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	基準を満たさなくなった年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	平成28年 4 月 1 日

島根県告示第444号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第4項の規定により島根県持続農業導入指針を平成28年 6 月 1 日に変更したので、同条第5項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農産園芸課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成28年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町南講武字小谷445-2、487-2、488-3、488-4、字中山1119-4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第446号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市宇野町2162-2、2163-2、2164-3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路拡幅に伴い、付替えとなる河川管理施設用地とするため

島根県告示第447号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県特例子会社等設立支援事業助成金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県特例子会社等設立支援事業助成金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第628号）は、廃止する。

平成28年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金等の名称
島根県特例子会社等設立支援事業助成金
- 2 交付の目的
県内に特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所（以下「特例子会社等」という。）を設立した者に対し、その設立に係る経費の一部を助成することにより、特例子会社等を設立することを促進し、もって障害者の安定的な雇用の確保及び一般就労機会の拡大を図ることを目的とする。
- 3 交付の対象となる事業等
 - (1) 交付の対象となる者
次のア又はイのいずれかに該当する者に支給するものとする。
ア 県内において特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた子会社をいう。）を設立した者
イ 県内において重度障害者多数雇用事業所（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第22条第1項第1号に該当する事業所をいう。）の設置を完了し操業を開始した者
 - (2) 交付の対象となる経費区分及び内訳
交付の対象となる経費は、次の表に掲げる特例子会社等の設立等に係る事務経費であって、実際に要したものである。

経費区分	内 訳
------	-----

設立プラン策定に要する経費	業務内容、労務管理等について外部専門家に意見を求めた場合の費用（謝金、手数料、負担金及び費用弁償） 設立に際し、必要な社員研修に係る費用（謝金、手数料、負担金及び旅費） コンサルティング費
先進企業の視察に要する経費	先進企業の見学に伴う受入企業に対する謝金、手数料及び負担金 調査旅費
株式会社設立に要する経費	定款の認証印紙代 定款認証手数料 定款の謄本交付手数料 資本払込事務取扱手数料 資本払込金保管証明書手数料 登録免許税（既存の事業所を特例子会社等にする場合の認定に係る経費を含む。） 全部事項証明書（謄本）手数料 個人の印鑑証明書手数料 会社印鑑証明書手数料
官公署への手続等に係る行政書士等に対する報酬（既存の事業所を特例子会社等にする場合の認定に係る経費を含む。）	株式会社設立に係るもの 社会保険適用申請に係るもの 労働保険適用申請に係るもの 労働保険成立届に係るもの 就業規則その他の規則の作成に係るもの
障害者である従業員の採用に係る経費	採用面接及び説明会の会場使用料 採用面接及び説明会に係る社員旅費 採用面接及び説明会に係るパンフレット作成代金
設立に伴う準備室等に係る経費	設立準備室等賃借料 不動産あっせん料 事務用品リース料 車リース料 駐車場料金 設立準備に係る社員旅費
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

(3) 補助金等の額

助成金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、3,000,000円を上限とする。

島根県告示第448号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成28年 6 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間

島根県告示第449号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

区域－A

隠岐郡知夫村字来居西平1729番5から同字小棚瀬1730番6に至る間の地先公有水面

区域－B

隠岐郡知夫村字来居西平1729番5の地先公有水面

区域－C

隠岐郡知夫村字来居西平1729番5の地先公有水面

イ 区域

区域－A

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と6の地点とを結ぶ平成26年秋分の満潮位（D.L. +0.471メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡知夫村字来居西平1681 四等三角点大島（北緯36度01分30.2819秒、東経133度02分27.8172秒）

1の地点 基準点から263度28分52秒、126.95メートルの地点

2の地点 1の地点から59度41分56秒、20.82メートルの地点

3の地点 2の地点から149度14分31秒、5.28メートルの地点

4の地点 3の地点から239度41分56秒、3.10メートルの地点

5の地点 4の地点から149度14分31秒、29.79メートルの地点

6の地点 5の地点から239度31分06秒、17.99メートルの地点

区域－B

次の各地点を順次に結んだ線及び7の地点と12の地点とを結ぶ平成26年秋分の満潮位（D.L. +0.471メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡知夫村字来居西平1681 四等三角点大島（北緯36度01分30.2819秒、東経133度02分27.8172秒）

7の地点 基準点から246度25分05秒、95.70メートルの地点

8の地点 7の地点から59度51分07秒、1.31メートルの地点

9の地点 8の地点から149度51分07秒、3.10メートルの地点

10の地点 9の地点から59度51分07秒、13.69メートルの地点

11の地点 10の地点から149度51分07秒、2.00メートルの地点

12の地点 11の地点から239度51分07秒、14.95メートルの地点

区域-C

次の各地点を順次に結んだ線及び13の地点と18の地点とを結ぶ平成26年秋分の満潮位 (D.L. +0.471メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡知夫村字来居西平1681 四等三角点大島 (北緯36度01分30.2819秒、東経133度02分27.8172秒)

13の地点 基準点から238度33分53秒、95.03メートルの地点

14の地点 13の地点から59度55分46秒、15.03メートルの地点

15の地点 14の地点から149度55分46秒、4.16メートルの地点

16の地点 15の地点から239度55分46秒、13.69メートルの地点

17の地点 16の地点から149度55分46秒、3.10メートルの地点

18の地点 17の地点から239度55分46秒、1.31メートルの地点

ウ 面積

区域-A 642.93平方メートル

区域-B 33.92平方メートル

区域-C 66.51平方メートル

合計 743.36平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡知夫村字来居西平1729番5、同字小棚瀬1730番6、同1730番12、同1730番17地内及び隠岐郡知夫村字来居1696番5、同字来居西平1729番5から同字小棚瀬1730番17に至る地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びAの地点とHの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県隠岐郡知夫村字来居西平1681 四等三角点大島 (北緯36度01分30.2819秒、東経133度02分27.8172秒)

Aの地点 基準点から288度42分26秒、192.51メートルの地点

Bの地点 Aの地点から60度分00秒、101.10メートルの地点

Cの地点 Bの地点から150度00分00秒、180.41メートルの地点

Dの地点 Cの地点から200度24分56秒、9.18メートルの地点

Eの地点 Dの地点から174度45分17秒、7.86メートルの地点

Fの地点 Eの地点から240度00分00秒、72.96メートルの地点

Gの地点 Fの地点から331度47分18秒、36.75メートルの地点

Hの地点 Gの地点から284度33分26秒、24.78メートルの地点

ウ 面積

18,533.46平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願の年月日

平成28年 5 月25日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び知夫村役場

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成28年 6 月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,470 |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 162,250 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| 松江選挙区 | 55,276 |
| 浜田選挙区 | 15,645 |
| 出雲選挙区 | 46,616 |
| 益田選挙区 | 13,349 |
| 大田選挙区 | 10,219 |
| 安来選挙区 | 11,137 |
| 江津選挙区 | 6,838 |
| 雲南・飯石選挙区 | 12,716 |
| 仁多選挙区 | 3,828 |
| 邑智選挙区 | 5,639 |
| 鹿足選挙区 | 4,090 |
| 隠岐選挙区 | 5,819 |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 162,250 |

島根県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、安来市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 6 月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安来市学習訓練センター	安来市今津町532番地 3	平成28年 5 月25日

正 誤

平成 5 年12月21日付け島根県報第509号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

七	ペ ー ジ
下	段

木次 経 済 分 化 会 館	広 瀬 町 民 会 館	菅 原 地 区 集 落 セ ン タ ー
大 原 郡 木 次 町 大 字 里 方 五 五 番 地	能 義 郡 広 瀬 町 広 瀬 七 七 二 番 地 二	能 義 郡 広 瀬 町 菅 原 六 〇 四 番 地
平 成 五 年 九 月 二 日	平 成 五 年 九 月 二 日	平 成 五 年 九 月 二 日

誤

木 次 経 済 文 化 会 館	菅 原 地 区 集 落 セ ン タ ー
大 原 郡 木 次 町 大 字	能 義 郡 広 瀬 町 菅 原

正

里方五五番地	六〇四番地
平成五年九月二日	平成五年九月二日